

香港政府が不動産取引規制の強化を公表

香港政府は 2 月 22 日、最近の不動産価格の高騰と需要の急増に対応するため、不動産取引にかかる印紙税率の引き上げと課税範囲の拡大、および融資規制の強化を発表しました。居住用不動産にかかる印紙税率は、200 万香港ドル(約 2,400 万円)を超える物件では 2 倍に引き上げられ、最高税率で 8.5%になります。また、200 万香港ドル以下の物件に対する印紙税も一律 100 香港ドルから、物件価額の 1.5%に引き上げられました。さらに今まで課税対象でなかった非居住用不動産も、前述の税率に従って課税されることになりました。ただ、印紙税の引き上げは、永住権を持つ者が初めて住居を購入する場合には適用されません。これには、住宅建設市場に地元業者の参入を促す目的があると見られます。

また、商業用および工業用不動産の物件価額に対する融資比率を 50%から 40%へ引き下げるなどを内容とした融資規制の強化も実施されることになりました。これらの措置により、不動産投機や取引は減少すると想定されます。

タイは 2012 年に力強い成長を達成

タイは 2012 年第 4 四半期に前年同期比+18.9%という驚異的な成長を実現し、2012 年通年でも前年比+6.4%の高成長を記録しました。第 4 四半期の急成長は、マイカー減税をはじめとする政府の景気刺激策に後押しされた力強い個人消費と貿易収支の好転によるところが大きかったようです。自動車関連工場の生産能力が、2011 年の大洪水で受けたダメージから回復したことも貢献しました。政府は 2013 年の経済成長率見通しを +4.5%~5.5%としています。

予想を上回る高成長の発表を受けて、タイ中央銀行は政策金利を 3 会合連続で 2.75%に据え置きました。政府から利下げ圧力をかけられていたようですが、急激な資本流入ペースや外部環境の影響を受けやすい経済構造などを懸念材料として挙げ、現状維持を決定しました。中銀は「経済は内需と輸出の改善に牽引され、想定していたより速いペースで成長するだろう。また、最近の原油価格の上昇を主因としてインフレ圧力がいくらか強まってきたようだが、目標範囲内(コアインフレ率 0.5%~3.0%)に収まっている。」としています。中銀は 1 月に発行したレポートで 2013 年の総合インフレ率を 2.8%(コアインフレ率 1.7%)と予想しています。フラトン社では、タイ中銀が今年後半に利上げに踏み切ると考えています。

マーケット情報

【アジア株式】

	(2013/2/22)	
	終値	前週比
ハンセンH株	11,317	▲ 4.46%
香港ハンセン	22,782	▲ 2.82%
インドムンバイ500種	7,385	▲ 0.42%
ジャカルタ総合	4,651	△ 0.90%
マレーシア総合	1,622	▲ 0.36%
フィリピン総合	6,665	△ 2.20%
タイSET	1,540	△ 1.22%
ベトナムVN※1	478	▲ 3.31%
韓国総合	2,019	△ 1.90%
台湾加権※1	7,948	△ 0.52%
シンガポールST	3,288	△ 0.15%

【アジア通貨(対日本円)】

	(2013/2/22)	
	終値	前週比
中国人民元	14.982	▲ 0.34%
香港ドル	12.044	▲ 0.14%
インドルピー	1.721	△ 0.06%
インドネシアルピア	0.962	▲ 0.52%
マレーシアリングgit	30.120	▲ 0.36%
フィリピンペソ	2.293	▲ 0.56%
タイバーツ	3.131	▲ 0.00%
ベトナムドン	44.760	▲ 0.33%
韓国ウォン	8.603	▲ 0.57%
台湾ドル	3.150	▲ 0.19%
シンガポールドル	75.490	▲ 0.12%

出所:ブルームバーグ

※1 ベトナムは2/11~15が休場のため2/8と比較、台湾は2/7~15が休場のため2/6と比較。

※ アジア通貨は全て(アジア通貨/日本円)の為替レートであり、前週比のプラスはアジア通貨の対日本円での上昇を、マイナスはアジア通貨の対日本円での下落を表します。

※ インドネシアルピア・韓国ウォンは100倍、ベトナムドンは10,000倍で表示しています。

投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。

お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 申込時に直接ご負担いただく費用……申込手数料 上限 3.675%
- 換金時に直接ご負担いただく費用……信託財産留保額 上限 0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……信託報酬 上限 2.31%
※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。
- その他費用……上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。当該費用は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資一任契約の主なリスク

投資一任契約資産の運用においては、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、組入有価証券の下落等により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、契約資産毎に、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、投資一任契約の締結に当たっては契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。

投資一任契約においてお客様にご負担いただく主な費用

投資一任契約に係る費用は、契約資産の金額、投資対象、運用方法、契約期間等によりお客様と個別協議のうえ決定させていただきます。そのため、投資一任契約に係る費用の合計額については、事前に表示することができません。

- 契約の期間中にご負担いただく費用：……投資顧問報酬をご負担いただきます。適用する料率等は、投資対象資産、契約資産残高、契約内容等に応じて異なりますので、料率、上限額等を表示することはできません。
- その他費用……上記以外にご負担いただく費用（有価証券の売買委託手数料や有価証券の保管等に係る諸費用等）があります。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、投資一任契約に基づき投資信託を組入れる場合は、組入れた投資信託に係る信託報酬、信託財産留保額、その他の費用（監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、有価証券の保管等に係る費用等）をご負担いただきます。なお、当社が設定・運用する投資信託を組入れた場合は、必要に応じて投資顧問報酬の調整を行います。

詳しくは契約締結前交付書面等でご確認ください。

当資料に関してご留意いただきたい事項

当レポートはマーケット情報の提供を目的として、ITCインベストメント・パートナーズ株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当レポートはフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（フラトン社）の作成した“THE FULLERTON WEEKLY”を参考にしております。レポート中の市場見通しや投資戦略等は、特に断りのない限りフラトン社の見解を示しています。

当レポートは、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当レポート中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

ITCインベストメント・パートナーズ株式会社の事前の承諾なく、当レポートの内容を転載または複製することはご遠慮ください。



ITCインベストメント・パートナーズ株式会社

〒107-0061

東京都港区北青山 2-11-3 青山プラザビル 4 階

お客様サポートダイヤル: 0120-580446

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 387 号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会／

一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会